

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年10月28日
【会社名】 アビックス株式会社
【英訳名】 AVIX, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊崎 友久
【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
【電話番号】 045-670-7711
【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原 威憲
【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
【電話番号】 045-670-7711
【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原 威憲
【届出の対象とした募集
(売出)有価証券の種類】 新株予約権付社債
【届出の対象とした募集
(売出)金額】 その他の者に対する割当 50,000,000円
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町
一丁目5番8号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	アビックス株式会社第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (注) 1
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。 なお、本新株予約権付社債は、本社債と本新株予約権付社債のうち的一方のみを譲渡することはできない。
券面総額又は振替社債の総額 (円)	金50,000,000円
各社債の金額 (円)	金10,000,000円
発行価額の総額 (円)	金50,000,000円
発行価格 (円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率 (%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成23年10月31日
償還の方法	1 償還価額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成23年10月31日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 (2) 当社は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項但書きの場合には、同但書きに定める差額で、行使請求する本新株予約権に係る本社債を償還する。また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)号()に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同()に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同()の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。 (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本新株予約権付社債の買入消却は、社債権者との間で合意した場合には、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本社債または本新株予約権付社債のみを取得することはできない。 3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) アビックス株式会社 管理本部 横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
募集の方法	その他の者に対する割当の方法による。(注) 2
申込証拠金 (円)	該当事項はありません。
申込期間	平成21年11月17日(火)
申込取扱場所	アビックス株式会社 管理本部 横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
払込期日	平成21年11月18日(水)

振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。
取得格付	取得しておりません。

(注) 1 本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。

2 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	日商エレクトロニクス株式会社		
割当新株予約権付社債(額面)	金50,000,000円		
払込金額	金50,000,000円		
割当予定先の内容	住所	東京都中央区築地7-3-1 木村屋ホーコビル	
	代表者の氏名	大橋 文雄	
	資本の額	14,336,000千円	
	事業の内容	情報通信設備、IT基盤をはじめとする国内外の最新鋭ソリューションの提供、ならびにそのシステム構築、保守、運用、監視などのサービスの提供	
	大株主及び持株比率	双日株式会社 75.7% 住友商事株式会社 21.9% (平成21年4月27日現在)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の新株予約権の数	該当事項はありません。
	取引関係等	販売協力関係	
	人的関係等	該当事項はありません。	

割当予定先の内容は、平成21年3月31日現在のものです。

当社との関係は、平成21年9月30日現在のものです。

3 本件実施の背景、及び割当予定先の選定理由

当社を取り巻く事業環境は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な景気減速が国内経済にも波及し、当社の主力製品である映像看板と関連の深い広告宣伝費においても大きく減少するなど、厳しい状況が続いております。当社の主要顧客であったパチンコホール業界においても、依然として業界全体の資金調達環境が厳しい状況が続いているという背景から、大型の映像看板への投資意欲が減退しております。こうした環境下、当社では、大幅な経費削減を実施し、損益分岐点の大幅な引下げに成功するなど、着実に対策を実施しております。また、安定収益事業に主軸をおく経営の抜本的な改革を実施し、現代における有効なプロモーションメディアであるデジタルサイネージ的を絞り、屋内、屋外のビジョンに映像コンテンツ配信といったソフト事業や通信を利用したix-board（イクスボード）などの販促サービス提供事業、さらに設置後のメンテナンス事業といった運営事業、アセット事業の強化を図っております。

しかしながら、事業環境激変に伴う売上高減少の影響が大きく、第20期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）において880百万円の当期純損失を計上することになり、その結果、第20期末において211百万円の債務超過の状態となりました。その状況を解消し、安定収益を基盤とする経営体質への転換を推し進めていくた

め、当社は、平成21年6月19日払込期日の第三者割当による新株式の発行により、434,575,600円の増資を実施いたしました。

その結果、債務超過は解消され、安定収益を基盤とする経営体質への転換も着実に進んでおりますが、434,575,600円の内、384,586,600円は現物出資によるものであり、（デット・エクイティ・スワップ）差引手取概算額である46,989,000円については、ネットワークシステムの機能改善や、新小型看板（ix-board）などの製品仕入、保有コスト等の運転資金に一部充当している状況であります。

このような状況下、今後急速に拡大していくデジタルサイネージのマーケットにおいて当社が業績を上げていくためには、早急に事業基盤を拡大していくことが必要であり、当社における映像コンテンツなどの運営事業、新小型看板（ix-board）などのアセット事業を含むデジタルサイネージ業界全般での事業拡大が必要な状況であります。

そのためには、製品ラインナップの充実、当社の主力マーケットであるパチンコホール業界以外の小売店舗業界への営業力の強化、全国規模でのメンテナンス施工体制の更なる強化を進めていく必要がある中、以前より、デジタルサイネージ業界における情報交換、および案件紹介などの協力関係にあった日商エレクトロニクス株式会社との業務提携が急務であると考えておりました。

また、当社が事業拡大に必要と考える、社会信用力、システム構築力、技術力、サポート力を強みとして有する日商エレクトロニクス株式会社との提携は、当社の強みであるデジタルサイネージ業界におけるノウハウを最大限に発揮できるものであり、今後業界での確固たる地位を築けるものと考えております。

そして、日商エレクトロニクス株式会社との業務提携の一環として資本提携を行うことにより、さらに強固な関係を築くことができると考えております。

当社は、今回の日商エレクトロニクス株式会社との業務提携に伴い、マーケットに合わせたシステムの開発や機能の追加等は必要不可欠なものであり、当社の今後の社債、借入金の返済等の財務キャッシュフローにおける支出により流動資金が一時的に減少する一方、業務提携による事業拡大に応じて発生する製品仕入資金、生産資金、物流、保有資金や営業活動に係るコストなどの運転資金が必要不可欠となることから、資金調達による財務基盤の強化を図ることが必要な状況であります。

こうした資本政策の下、当社の置かれた経営環境下で、業務提携および資本提携を中心に、借入、社債、およびエクイティ・ファイナンスによる第三者割当増資等の方法のそれぞれの実現性を検討し、種々検証を重ねてまいりました。今回の資金調達は、今後の早急な事業の拡大、業務提携の進捗に応じて必要となる運転資金の確保、財務基盤の強化を目的としており、それは当社の事業基盤を確立するための資金調達となるため、資本投下が望ましいと判断し、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解があり、中長期的に良好なパートナーシップを維持できることを条件に割当先の検討を加え、今回の第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。また、今回、株式の希薄化を出来るだけ段階的に進めることを想定し、業務提携による当社業績に与える効果や株式市場に与える影響に応じ、株式の希薄化を考慮して段階的に行使することができるため、調達資金の一部（50,000,000円）を割当日から行使期間まで6ヶ月という期間を設定した第三者割当による転換社債型新株予約権付社債とし、平成21年10月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式および第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議致しました。

割当予定先のうち、日商エレクトロニクス株式会社は、当社の今後の主力マーケットであるデジタルサイネージ業界においての事業拡大のため今回業務提携契約を締結し、製品の共同開発、共同販売等を協業していく予定の会社です。業務提携の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) デジタルサイネージ業界でのワンストップソリューション事業での協業

日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社の強みとするシステム構築、技術力、サポート力、信用力と当社が強みとするサイネージ業界のノウハウ、提案力、コンサル能力をお互いに補完することで企画から保守まで含めたワンストップソリューションを実現し、両社が有するソリューション、プロダクト、人材等のリソース活用に努める。

- (2) 日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社が提供するデジタルサイネージ配信サービスにおける協業
日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社が今後構築する配信基盤の技術的支援および運営サービスにおいて、既に実績がある当社は日商エレクトロニクス株式会社ならびに関係会社に対してノウハウを提供し、又配信基盤が完成後は日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社の配信サービスを使用する。
- (3) ディスプレイ販売における協業
当社は、デジタルサイネージビジネスを図る上で付随して生じる、ディスプレイならびにディスプレイ設置工事などの案件が見込まれた際は日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社が提供するディスプレイの活用を努める。
- (4) 日商エレクトロニクス株式会社は、当該業務提携契約の一環として、当社の取締役選任および監査役選任に係る普通株主総会決議を条件として、当社に対し、取締役を1名派遣する権利を有するものとする。
尚、上記の取締役1名の派遣につきましては、業務提携による協業体制を強固にするため、当社の経営に参画して頂く事を視野に入れているものであり、現時点においては、詳細は決定しておりません。
また、当社の事業内容、今後の事業戦略についての十分な理解とその推進にあたってのサポートを頂いており、今回の増資についても積極的に協力頂けるとの申し出を受けております。当社といたしましては、当該割当予定先が社会的な信用力において、反社会的勢力等と関わることなく、必要な資金を確保し、払い込みが履行されるものと判断しております。

4 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号のうち、第(5)号乃至第(7)号の場合は当然に、それ以外の場合は本新株予約権付社債のいずれかの社債権者からの当社に対する書面による請求により、本社債について期限の利益を失う(以後本新株予約権を行使することはできない。)

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規程に違背したとき。
- (2) 当社が、前号に定める規定以外の本新株予約権付社債の要項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

- 6 本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとし、かつ、電子公告を行った旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。
	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定める当該本社債の満期日の償還価額と同額とする。ただし、交付株式数に本欄第2項記載の転換価額(ただし、本欄第3項によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債のうち当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は、当該本社債の満期日の償還価額から当該差額を差し引いた額とする。</p> <p>2 転換価額 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初5,300円とする。なお、転換価額は本欄第3項によって調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整 (1) 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。 本新株予約権付社債の発行後、本項(2)号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

()本項(3)号()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

()当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

()本項(3)号()に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)本項第(1)項に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

新株予約権の行使時の払込金額

()本項第(2)号()乃至()の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、別記「償還の方法」第2項(2)号の規定に従って現金による精算を行う。

(3)

()転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

()本項第(1)号に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所))における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

()本項第(1)号に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本項第(2)号()の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

()株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

()その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4 本欄第3項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第3項第(2)号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金50,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成22年5月19日から平成23年10月31日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、本社債が別記「償還の方法」欄第2項(3)号により繰上償還される場合には当該償還期日以後、当社が別記「償還の方法」欄第2項(5)号により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時以後、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし 本新株予約権の取得条項は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定める当該本社債の満期日の償還価額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債のうち当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は、当該本社債の満期日の償還価額から当該差額を差し引いた額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

2 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、当社に定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行わせる年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
50,000,000円	1,000,000円	49,000,000円

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税および地方消費税は含まれていない。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額49,000,000円および第三者割当による新株式の発行における手取概算額161,967,800円の合計手取概算額210,967,800円は、業務提携に伴う、新小型電子看板（ix-board）等のデジタルサイネージ関連事業に係る映像配信システム、ネットワークシステム等の機能改善、機能追加開発の設備資金として10,000,000円、残額を業務提携の進捗に応じて必要となる各種映像表示機の仕入、生産、および保有や物流等の運転資金に充当する予定です。尚、仕入から保有、物流まで一貫して必要となる運転資金については、平成21年12月～平成22年3月までに50,000,000円、平成22年4月～平成23年3月の来期において150,000,000円充当する予定となっております。

尚、調達する資金の支出予定時期は以下の通りとなります。

設備資金：平成22年1月～平成23年3月まで

運転資金：平成21年12月～平成23年3月まで

尚、当社における映像コンテンツなどの運営事業、新小型看板（ix-board）などのアセット事業を中心としたデジタルサイネージ業界における安定収益を実現できる経営基盤の確立および日商エレクトロニクス株式会社との業務提携により、従来当社の製品ラインナップに無い高輝度液晶ビジョンなどの製品を活用したデジタルサイネージ業界における事業の拡大に向けて、当社の主力マーケットであるパチンコホール以外の小売店舗を中心とした各種業界への進出本格化は必須であり、その為のシステム開発、機能追加等に係る資金は、より高度なサービスを提供する為に必要不可欠なものであること、当社の今後の社債、借入金の返済等により流動資金が一時的に減少する一方、業務提携による事業拡大に応じて発生する製品仕入資金、生産資金、物流、保有資金や営業活動に係るコストなどの運転資金が必要となることから、かかる資金使途は合理的なものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本件第三者割当による新株予約権付社債の発行の他、事業拡大のための資金確保が必要であると判断し、平成21年10月28日付取締役会にて、第三者割当による新株式の発行を決議しております。第三者割当による新株式の発行の内容は以下の通りです。

第三者割当による新株式発行の概要

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 31,126株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき 金5,300円 |
| (3) 発行価額の総額 | 164,967,800円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき 金2,650円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 82,483,900円 |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| (7) 申込期日 | 平成21年11月17日 |
| (8) 払込期日 | 平成21年11月18日 |
| (9) 割当先及び割当株式数 | |
| | 日商エレクトロニクス 株式会社 20,754株 |

株式会社 セキネネオン	3,773株
株式会社 ヴァンクラフト	1,886株
株式会社 スパイススタイルアンドアソシエイツ	1,886株
熊崎 友久	1,132株
河野 芳隆	566株
竹本 尚弘	377株
小崎 享	188株
桐原 威憲	94株
谷 聡雄	94株
杉山 浩一郎	94株
黒田 高広	94株
熊倉 和明	94株
三重野 貴匡	94株
合計	31,126株

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第20期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年10月28日）までの間に生じた変更、その他の事由は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年10月28日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

(1) 株式の希薄化について

本新株予約権付社債の発行と同時に実施される第三者割当増資により発行される新規発行株式数は、31,126株であり、現在の当社の発行済株式数（164,677株）の18.90%に相当します。また、本新株予約権付社債の潜在株式数を含めた株式数は、40,556株であり、当社の発行済株式数（164,677株）の24.63%、発行済潜在株式数を含めた発行済株式数（233,322株）の17.38%に相当するため、これらによって1株当たりの株式価値が希薄化したします。しかし、当社は、先述のとおり、新小型電子看板（ix-board）ビジネスを中心としたアセット事業、映像コンテンツビジネスを中心とした運営事業を拡大展開し、デジタルサイネージ業界において、積極的な事業活動を推進することで、早期に収益の向上を図り利益を増大させていく方針であること、また、社債、借入金の返済等の財務キャッシュフローの支出に伴う財政不安を解消し、財務基盤を安定化させることが、当社の企業価値および株主価値の向上につながるものと考えております。また、本第三者割当増資および本新株予約権付社債により、日商エレクトロニクス株式会社との資本、業務提携を行うことで、当社で取り扱いの無かった高輝度液晶ビジョンなどの顧客ニーズに応えることが可能になることなどにより、業績向上の早期実現の可能性が高まることから、今回の第三者割当増資は、現時点の当社の財務基盤の安定化と中長期的な当社の企業価値の向上には必要不可欠と判断しております。また、今回、株式の希薄化を出来るだけ段階的に進めることを想定し、業務提携による当社業績に与える効果や株式市場に与える影響に応じ、株式の希薄化を考慮して段階的に行使することができるため、調達資金の一部を転換社債型新株予約権付社債とし、割当日から行使期間まで6ヶ月間という期間を設定しております。従って、今回の第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化が合理的であると判断いたしました。

(2) 重要な営業損失、経常損失、四半期純損失について

当社は第21期第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日）においては、一部の経済指標において好転が見られるものの、依然として世界経済の減速や金融危機の深刻化、株式市場の低迷なども絡み、景況は不安を残す状況であり、当社の主力事業であるデジタルサイネージに対する投資について大きな影響が生じました。

このような状況の中でも、安定収益を基盤とする経営体質への抜本的な転換を進め、ローコスト体質の継続、安定収益事業の拡大を実施し、収益基盤の転換が見られました。しかしながら、第1四半期末においては、抜本的な転換は計画どおり進捗しているものの、経済環境の影響を大きく受ける情報機器事業の売上による当社損益への影響は依然として存在しており、当該経済環境から売上高は低調なものとなりました。これらの状況から、当第1四半期会計期間末においても重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上する状況を解消できていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社といたしましては、この状況を解消するために、引き続き安定収益を確保できる運営事業、アセット事業を軸に置き、収益基盤の転換を進めていくこと、および業務提携先との協業を進めていくことで、長期的に収益を計上できる企業体質への改革を実施してまいります。

(3) 大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先の内、日商エレクトロニクス株式会社が持株比率10.60%の大株主となる見込みです。このため、本件割当予定先の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社の

コーポレート・ガバナンスに影響を与える可能性があります。日商エレクトロニクス株式会社と当社は、平成21年10月28日に業務提携契約書を締結しており、当社のデジタルサイネージ市場における長期的な成長戦略の方向性について理解を頂いていることから、今後継続的に当社の発展に協力していただけると判断しております。

もちろん、株主、債権者等全てのステークホルダーの皆様の期待に応え得る当社事業戦略の方向性についても理解を頂いていることから、当社事業を推進することができるかと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までに臨時報告書を平成21年7月29日に関東財務局長に提出しております。

(1) 提出理由

当社は、平成21年6月2日開催の取締役会において第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）の決議をし、平成21年6月19日に払込が完了したことにより、当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

1. 親会社の異動

(1) 新たに親会社となるもの

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- (ア) 名称 ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合
- (イ) 住所 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
- (ウ) 代表者の氏名 無限責任組合員 株式会社JBFパートナーズ
- (エ) 出資の額 100億円
- (オ) 事業の内容 株式会社の発行する株式の取得および保有等

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	101,207個	61.46%

(注)「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

本第三者割当増資により、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合は、当社普通株式101,207株を取得いたしました。

これに伴い、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合の所有する当社の議決権の当社の総株主等の議決権数に対する割合は50%超となり、当社の親会社に該当することとなりました。

当該異動の年月日

平成21年6月19日(払込期日)

2. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

新たに主要株主となるもの

ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合

主要株主でなくなるもの

(ア) 時本豊太郎

(イ) 熊崎友久

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等に対する割合

ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合

	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	101,207個	61.46%

(ア) 時本豊太郎

	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	12,115個	24.08%
異動後	14,746個	8.95%

(イ) 熊崎友久

	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	7,240個	14.39%
異動後	9,871個	5.99%

(注)「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成21年6月19日(払込期日)

3. 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本

金等の推移」に記載の資本金については、本届出書提出日までにつぎのとおり増加しております。

平成21年3月31日現在の資本金 (円)	増加額 (円)	平成21年10月2日現在の資本金 (円)
522,975,000	217,287,800	740,262,800

(注) 平成21年6月19日を払込期日とする第三者割当による新株発行

発行価格 3,800円 資本組入額 1,900円

割当先 ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合 101,207株

株式会社イーエーディエンドー建築設計室 3,947株

時本豊太郎 2,631株

熊崎友久 2,631株

河野芳隆 2,631株

渡辺悦子 1,315株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第21期第1四半期	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

アビックス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社はレンタル資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月2日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部の買入消却を実施している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月10日に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

アビックス株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月19日

アビックス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株発行を決議するとともに、同日付にて、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合との投資契約の締結を行っている。なお、第三者割当増資については、平成21年6月19日払込が完了している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アビックス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アビックス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

アビックス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。